

令和 7 年度
北いわて廃校等遊休資産活用セミナー
運営業務

企画提案審査要領

令和 7 年 9 月
岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和 7 年度北いわて廃校等遊休資産活用セミナー運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査については、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画提案に参加する者（以下「参加者」という。）から提出された資料 3「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、別表の「審査項目、審査観点及び配点」に基づき、審査し、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、別表のとおりとする。

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、書類審査とする。
- (2) 各委員は、参加者から提出された企画提案書等に基づき、審査基準の項目ごとに評価を行い、審査票に評点及び順位を記入するものとする。
- (3) 各委員の審査票に基づき、委員ごとに上位 3 社まで順位点（1 位—5 点、2 位—3 点、3 位—1 点）をつけ、それを参加者ごとに合計した総合順位をつけるものとする。なお、総得点が同点の場合には、各委員から、高い順位の評価を多く得た者を上位者とするものとし、高い順位の評価を得た者が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (4) 委員会は、審査・選考結果を集計表等により確認し、総合順位を県に報告するものとする。また、参加者が 1 者のみであった場合においても、委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

4 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に電子メール等により文書で通知する。

別表

審査項目、審査観点及び配点（100 点満点）

審査項目	審査観点	配点
1 事業目的を理解した的確な提案となっているか		(20)
(1) 事業目的	・ 事業を行う背景、事業目的及び趣旨を理解した提案となっているか	10
(2) 事業成果	・ 実施方法やスケジュール等が具体的かつ実現可能で、成果が見込める提案となっているか	10
2 提案のあった業務の内容は優れているか		(40)
(1) テーマ 1	講師の選定は、テーマ 1「廃校利活用の概況と事例紹介」を扱うにあたって、適切であるか	10
(2) テーマ 2	講師の選定は、テーマ 2「廃校利活用のプロセス＋ワークショップ」を扱うにあたって、適切であるか	10
(3) テーマ 3	見学先の選定は、テーマ 3「現地見学」を扱うにあたって、適切であるか	10
(4) テーマ 4	講師の選定は、テーマ 4「公共施設マネジメント」を扱うにあたって、適切であるか	10
3 業務を適正かつ確実に履行できる能力を有しているか		(40)
(1) 業務履行能力	・ 提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか ・ これまでの業務実績等から、業務実施に必要なノウハウ等を持つことが認められるか	20
(2) 積算内訳	・ 積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・ 提案内容との整合性はあるか	20
合 計		100